

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二十条第二項の市町村を定める省令の一部改正)

第十条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二十条第二項の市町村を定める省令(平成十八年厚生労働省令第七十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二十条第二項の市町村を定める省令

本則中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

告

示

○財務省告示第二百七十九号

アメリカ合衆国を原産地とする円すいころ軸受について、関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第六条第一項の規定により報復関稅を課することが決定されたので、報復関稅等に関する政令(平成六年政令第四百十八号)第一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月十日

財務大臣 安住 淳

- 一 報復関稅に係る措置の対象となる国 アメリカ合衆国(「プエルトリコ」を含む。以下同じ。)
- 二 報復関稅に係る措置の対象となる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

品名	銘柄、型式及び特徴
円すいころ軸受	輸入統計品目表八四八二・二〇一〇〇〇に分類されるもの

三 報復関稅に係る措置の内容

二に掲げる貨物で平成二十四年九月一日から平成二十五年八月三十一日までの間に輸入されるもの(アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。)については、一般の関稅のほか、四・〇%の関稅を課する。

四 報復関稅に係る措置をとる理由

イ アメリカ合衆国千九百三十年關稅法第七百五十四條(以下、「バード修正條項」といふ。)は、アメリカ合衆国において、不当廉売關稅及び相殺關稅(以下、「不当廉売關稅等」といふ。)による稅收を、不当廉売關稅等に係る措置を申請し、又は申請を支持したアメリカ合衆国内の生産者等に分配する規定であるが、二〇〇三(平成十五)年一月、世界貿易機關協定(世界貿易機關を設立するマラケシュ協定をいふ。以下同じ。)附屬書「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二條に規定する紛争解決機關(以下、「紛争解決機關」といふ。))において、世界貿易機

關協定違反が確定し、バード修正條項の撤廢等が勧告されたところである。しかし、アメリカ合衆国は、勧告の履行の期限(同年十二月)を經過した後も勧告を履行しなかつたことから、二〇〇四(平成十六)年一月、我が国は、紛争解決機關に対抗措置を申請し、同年八月の対抗措置の規模に関する仲裁決定を経て、同年十一月、紛争解決機關により対抗措置が承認された。この承認に基づき、我が国は、玉軸受等に対して課する報復関稅に関する政令(平成十七年政令第二百八十九号)を制定し、二〇〇五(平成十七)年九月一日から二〇〇六(平成十八)年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十五品目について、一般の関稅のほか、十五%の関稅を課することとした。

ロ 二〇〇六(平成十八)年二月、アメリカ合衆国において、バード修正條項の廢止法が成立したものの、二〇〇七(平成十九)年十月一日より前に通關された貨物に係る不当廉売關稅等による稅收については、経過措置として引き続き同條項に基づく分配が行われることとなっており、紛争解決機關による勧告が履行されていない状態が継続していた。このような事情を踏まえ、世界貿易機關協定に基づいて直接又は間接に本邦に与えられた利益を守る必要があることから、対象となる貨物及び稅率を維持した上で、報復関稅を課する期間を二〇〇六(平成十八)年九月一日及び二〇〇七(平成十九)年九月一日にそれぞれ一年間延長し、二〇〇八(平成二十)年九月一日に報復関稅に係る措置の対象となる貨物及び稅率を變更(玉軸受及び円すいころ軸受の二品目について、一〇・六%)し、一年間延長することとした。さらに、二〇〇九(平成二十)年九月一日、二〇一〇(平成二十)年九月一日及び二〇一一(平成二十)年九月一日に稅率をそれぞれ九・六%、四・一%、一・七%に変更し、一年間延長することとした。

ハ 二〇一二(平成二十四)年八月現在においても、額は減少したものの、バード修正條項に基づく分配は引き続き行われており、紛争解決機關による勧告が履行されていない状態が継続しているため、対象となる貨物及び稅率を見直し、二〇一二(平成二十四)年九月一日から二〇一三(平成二十五)年八月三十一日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする円すいころ軸受について、四・〇%の報復関稅を課することとした。

五 その他参考となるべき事項

イ 対抗措置の規模

バード修正條項による日本産品に係る直近年の分配額に〇・七二を乗じた額(アメリカ合衆国の二〇一一財政年度における当該分配額に基づき約一・一億円)×紛争解決機關に承認された額の範囲内である。

ロ 報復関稅の課稅対象貨物及び稅率變更の理由

アメリカ合衆国の二〇一一財政年度におけるバード修正條項による日本産品に係る分配額が前年度に比べて減少したことにより対抗措置の限度額が減少したため、課稅対象貨物及び稅率を變更した。

ハ 終了時期

アメリカ合衆国が、バード修正條項に関する世界貿易機關の勧告を履行した場合には、速やかに対抗措置を終了する。

ニ その他

紛争解決機關の承認によれば、対抗措置の規模は、アメリカ合衆国政府により公表されたバード修正條項による直近年の分配額に基づき算出することとされていることから、報復関稅の課稅対象貨物及び稅率等について、発動後一年ことに見直す。

○厚生労働省告示第四百七十四号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七條の三の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成十一年労働省告示第三百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年八月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子